

加工・業務用野菜生産基盤強化事業 について(平成30～31年度採択)

※1 平成31年度政府予算原案をベースに、現時点での運用の見直しの考え方について整理したものであり、
成立した予算の内容に応じて、事業内容等に変更があり得ます。(1月21日時点)

※2 本資料の最新版は、(独)農畜産業振興機構(以下「機構」)のホームページに掲示されているので、事
業内容の確認、公募の検討をなされる際には、必ず、機構のホームページをご確認ください。

平成31年1月
農林水産省

①事業概要

- 本事業は、**産地要件を満たす産地**のうち、機械化の推進など**生産・流通の構造改革の取組**と土層改良など**作柄安定のための取組**を一体的に行い、**対象契約に従って長期的かつ安定的に出荷**を行う産地を対象に、**定額の面積払**により支援する事業。

対象品目

えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、スイートコーン、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、レタス
(応募に当たっては、個々の品目ごとに事業実施計画を作成。)

取組期間

3年間（目標年度は、5年目です。成果目標については、P6参照）

事業実施主体

農協連合会(要件あり)、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

助成単価等

事業対象面積当たり、**15万円/10a**(作柄安定のための取組を事業の取組期間(3年間)に計画的に実施することが要件)
※ 28年度までの助成方法から変更し、取組期間の1年目に15万円/10aを交付し、取組期間の2年目及び3年目には交付は行いません。また、30年度より1品目当たり7,500万円(50ha相当額)が上限となります。

事業対象面積

加工・業務用の契約に基づく栽培面積のうち、**作柄安定のための取組等を行う面積**（1年目の面積が上限）
※ 数量契約の場合は、契約数量を単収で割り戻した面積

②事業要件

産地要件

- ・面積要件：事業対象面積10ha以上50ha以下（1品目当たり） ※追加応募の場合は5ha以上50ha以下です。
- ・戸数要件：事業参加農家5戸以上 ※農地所有適格法人等の場合、定款等に記載された構成員（出資者）5戸以上

生産・流通の構造改革の取組（3年間）

以下の取組を事業対象面積全域で**3年間全て実施**

- ✓ 加工・業務用ほ場の設定
- ✓ 実需者との一定期間の事前契約の締結（5年間）
- ✓ 実需者ニーズに即した生産・出荷
- ✓ 生産コストの低減
- ✓ 流通コストの低減
- ✓ トレーサビリティシステム等の導入

作柄安定のための取組（3年間）

以下の取組を事業対象面積全域で3年間計画的に実施（**1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上の項目を実施**）

- ✓ 土層改良・排水対策
- ✓ 病害虫防除・連作障害回避対策
- ✓ 地温安定・保水・風害対策
- ✓ 土壌改良資材施用

対象契約（5年間）

加工・業務用の事業者との間で締結する次の条件を満たす契約

- ✓ 契約書等により、事前（出荷前まで）に契約を締結
- ✓ 契約期間、契約数量（面積契約の場合は当該面積）等を記載したもの
- ✓ 契約相手が中間事業者の場合、実需者を含めた3者契約
- ✓ 契約数量を大幅に増加（新規の場合を含む）する場合、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないこと。

売れる見込みのないものは対象になりません。

→ **需要に応じた
計画生産を!!**

③生産・流通の構造改革の取組(例)

取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

対策	事例	備考
1 加工・業務用ほ場の設定 ほ場での栽培、構造改革の取組及び作柄安定のための取組の開始から終了まで掲示しておく必要があります。 (作業日誌及び写真で記録して下さい。)	(表示標等の設置)	契約書等により、加工・業務用への出荷が明らかなこと。 当該出荷数量より対象面積を算定する。(面積契約を含む。) 事業対象ほ場を特定し、当該ほ場において、住所等(ほ場を特定できる情報)、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示すること。
2 実需者との一定期間の事前契約の締結	(別紙)	
3 実需者ニーズに即した生産・出荷 ※	加工用品種の導入 加工用栽培技術の導入 出荷規格の見直し	国、県の加工用推奨品種、種苗会社のカタログに加工向けとして記載されているもの、及び契約書により指定されている品種。 施設園芸協会作成の加工用栽培マニュアル掲載等の技術の導入。 加工向け出荷規格の設定、サイズ選別の有無。
4 生産コストの低減	収穫機の導入 自動調製機の導入 直播栽培の導入 播種機・定植機の導入	
5 流通コスト(出荷コストを含む)の低減	大型コンテナの導入 通い容器の利用	生鮮用出荷形態と異なるものを導入。 実需者からのリース及びレンタルを含む。
6 トレーサビリティシステム等の導入		構成員単位で生産地等を特定できるものを言う。

※ 実需者が従来品種・生産法を求めているのであれば、要件を満たすものとする。

※ 一つの取組内容が複数の対策に合致する場合、いずれか一つの対策に計上できる。(作柄安定のための取組においても同じ。)

④作柄安定のための取組(例)

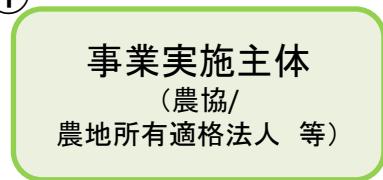
取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

	対策	事例	備考
1 土層改良・排水対策 排水性向上など圃場条件の改善に有効な対策 (4に含まれるもの除く)	天地返し	機械・人力によるもの。自主施工を含む(機械の購入のみは不可。)。 改修又は補修を行う場合も含む。	
	心土破碎		
	プラウ耕		
	石れき除去		
	暗きよ・明きよ施工		
	客土		
	均平、傾斜均平		
2 病害虫防除・連作障害回避対策 病害虫防除や生育初期の生育促進等に有効な資機材の導入	高畝栽培	対象野菜のために行う場合	
	土壤消毒剤		
	種子・苗の消毒剤		
	微生物資材		
	発根・活着促進剤		
	忌避灯等		
	電撃殺虫機等		
3 地温安定・保水・風害対策 高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制などに有効な資機材の導入	輪作体系等※	通常の営農行為で用いる農薬は含まない。 防虫ネットを含む。 捕虫機、捕虫シートを含む。 病害虫防除に資するもの	
	不織布		
	ダブルマルチ等		
	寒冷紗		
	かん水パイプ等		
	スプリンクラー等		
	FOEASシステム		
4 土壤改良資材施用 土壤の排水性、保水性の回復、出荷量回復・安定等に有効な資材の導入	防風ネット	べたがけに用いるもの 黒マルチ、白マルチを含む。 遮光ネットを含む。 かん水チューブを含む。 立ち上がり部分まで導入している場合。リールマシンを含む(機械の購入のみは不可)。 改修又は補修を行う場合も含む。(施設の購入のみは不可。)	
	たい肥		
	その他土壤改良資材		
	輪作体系等※		

※ 輪作体系等については、いずれか1つの区分のみ計上できるものとする。ただし、それぞれの目的で異なる作物を導入する場合は、それぞれの区分で計上できる。

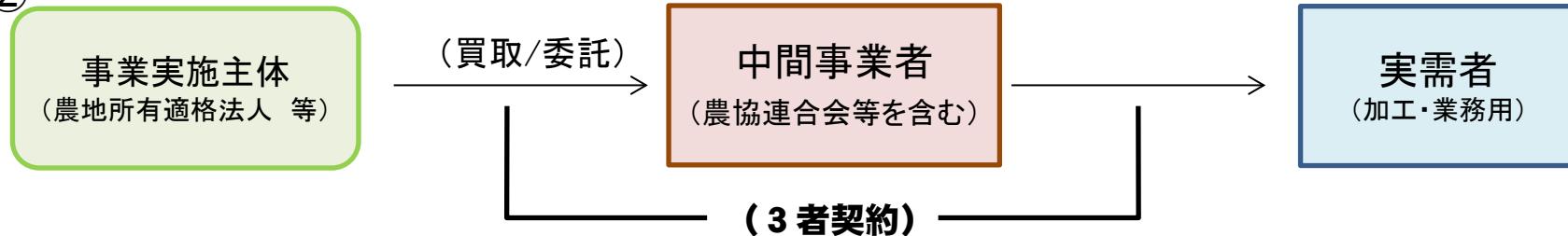
⑤対象契約について ※ 出荷前までに契約を締結することが必要です。(5年間の取組事項)

①

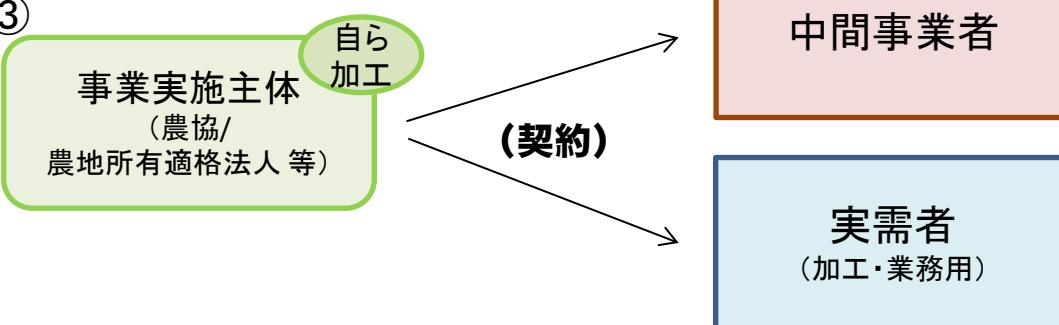


※中間事業者がカット等加工を行っていれば、①の類型に当てはまり、中間事業者＝実需者との2者契約でよい。

②



③



※事業実施主体が自ら加工を行っていれば、契約相手が中間事業者であっても2者契約でよい。

(契約書(契約内容確認書)の記載内容)

- **品目名** (品種が指定されている場合は品種名も)
(自ら加工を行う場合は加工形態も)
- **契約期間** (複数年契約を推奨)
- **契約数量 又は 契約面積**
(自ら加工を行う場合は加工品の数量として記載)
- **契約を増加する理由**
(該当する場合に記載。誓約書等でも可)
 - 輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことが必要です。

⑥成果目標

2つの成果目標を設定(5年後の目標として、次の指標の①-1又は①-2のいずれかの一つ及び②を設定。)

どちらか一方
を選びます。

①-1 単収の向上

現状(新規生産の場合は、全国又は都道府県の現状)に比べ、+10%以上 向上

①-2 生産又は流通コストの削減

現状(新規生産の場合は、全国又は都道府県の現状)に比べ、▲10%以上 削減

② 契約取引を行う栽培面積の増加

目標年度までに新たに契約取引を行う栽培面積の増加

必須の目標です。

■ 同一品目で追加応募する場合、③の目標については、基本計画の目標を考慮する必要があります。

※最初の応募(基本計画)

輸入品の代替等であり既存国内产地からの置換でないことが必要

1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

事業対象面積

10.0ha

成果目標(契約取引面積) = Cha

Cha及びDhaそれぞれを達成することが必要

※追加応募(面積要件は5ha以上)

1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

事業対象面積

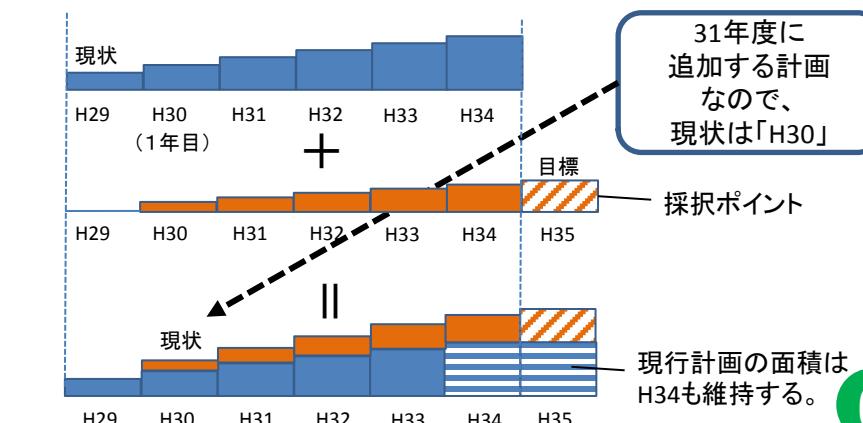
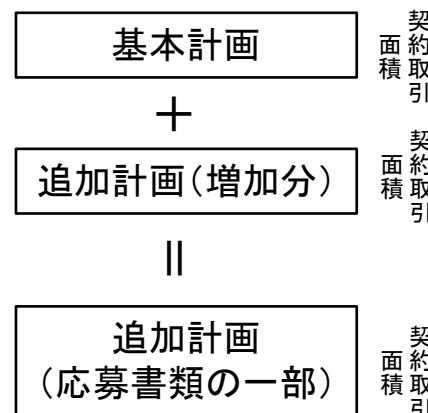
5.0ha

成果目標(契約取引面積) = Dha

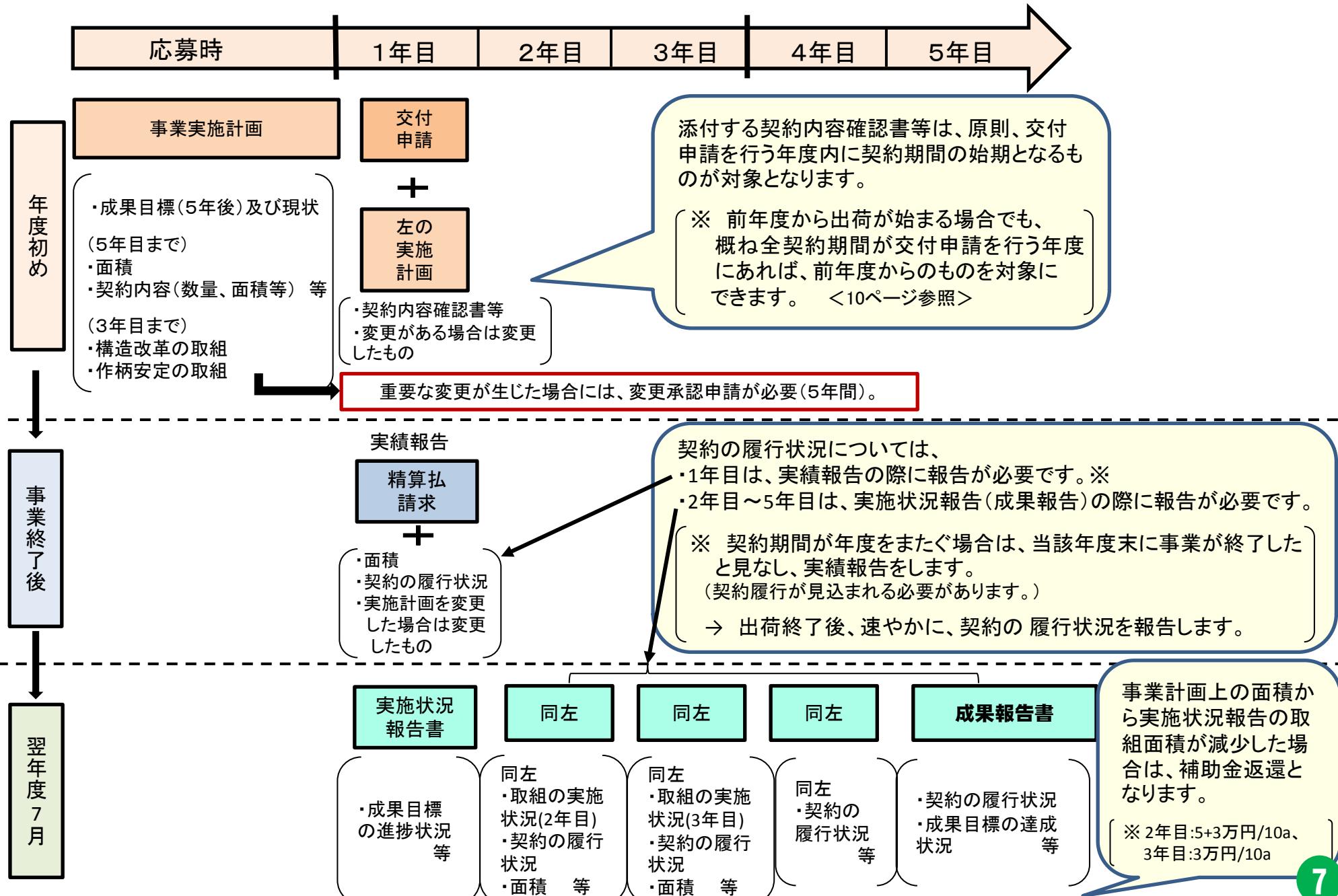
(例) 2年目に追加応募する際の目標の上方修正のイメージ

※平成30年度採択の事業実施計画について、平成31年度に追加で応募する場合の例

採択ポイントは追加計画(増加分)で判断されますが、目標値は1年目と2年目を合わせた面積となります。



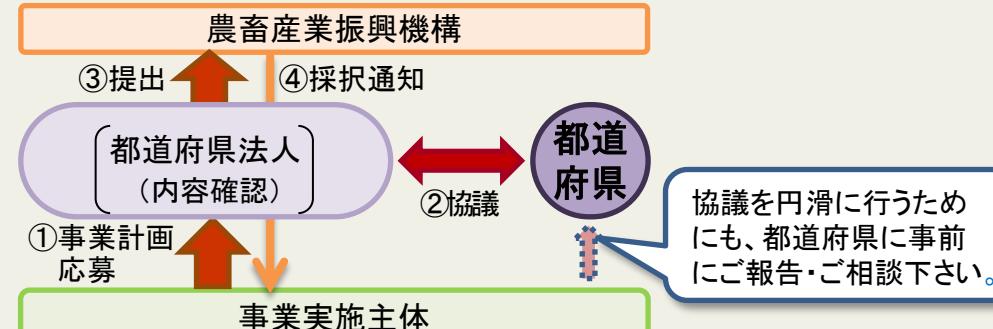
⑦主な手続き



⑧事業スキーム

※都道府県ごとに事業実施計画(応募資料)の提出先等が異なりますので、機構HP等をよくご確認下さい。

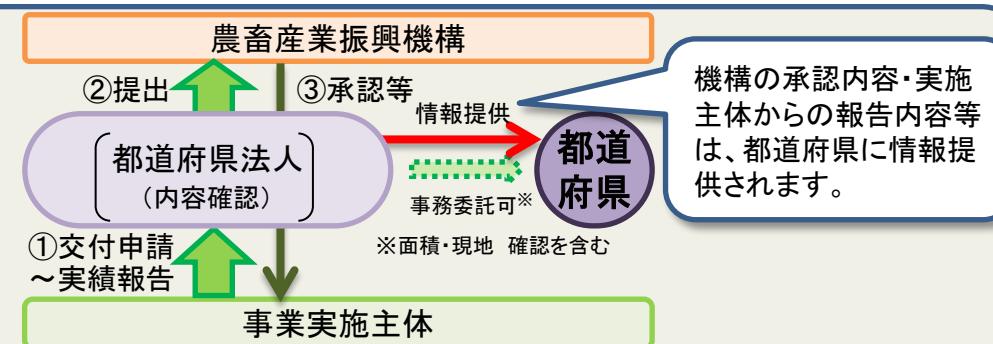
1. 事業実施計画の応募関係



事業実施主体

- 要領に即して適切な計画を作成し、計画に即し、継続的・安定的に事業を実施していただきます。取組期間(3年間)終了後も、安定出荷をお願いします。また、機構の指示等を遵守して下さい。

2. 交付手続き等

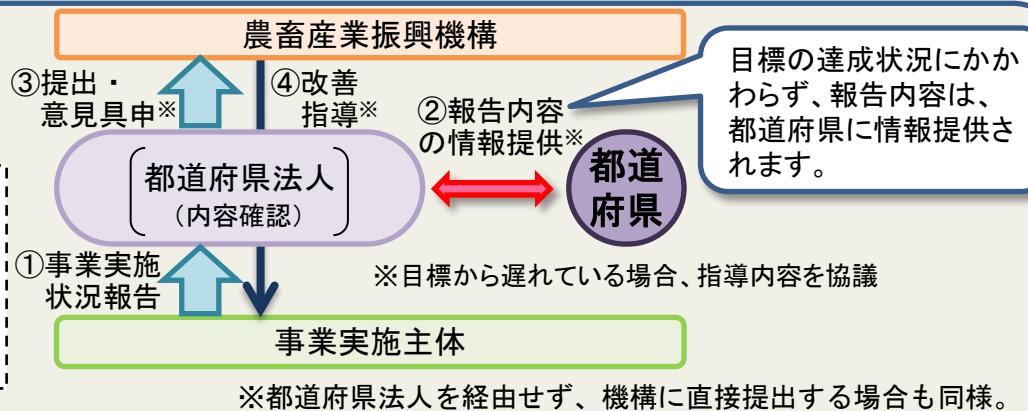


都道府県法人

- 事業実施主体から提出された書類が適當か、計画通り実施されているか等を確認し、機構に提出して下さい。また、都道府県との情報共有をお願いします。

3. 事業実施状況報告手続き(成果報告含む)

※1～4年目の取組による達成状況は「事業実施状況報告書」、5年目は「成果報告書」



農畜産業振興機構

- 申請に基づき、事業実施主体に、直接補助金を交付します。(都道府県法人の事務費も同様です。)

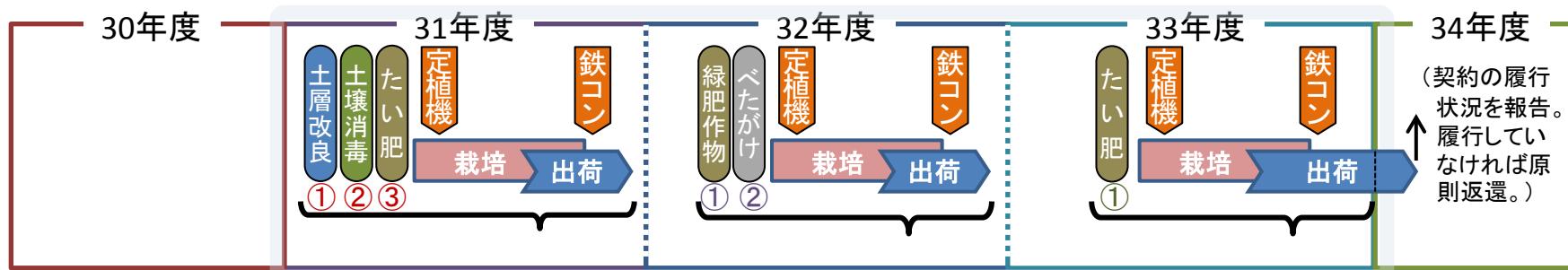
⑨構造改革の取組・作柄安定のための取組の実施時期

一 同一ほ場で連作する場合①

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

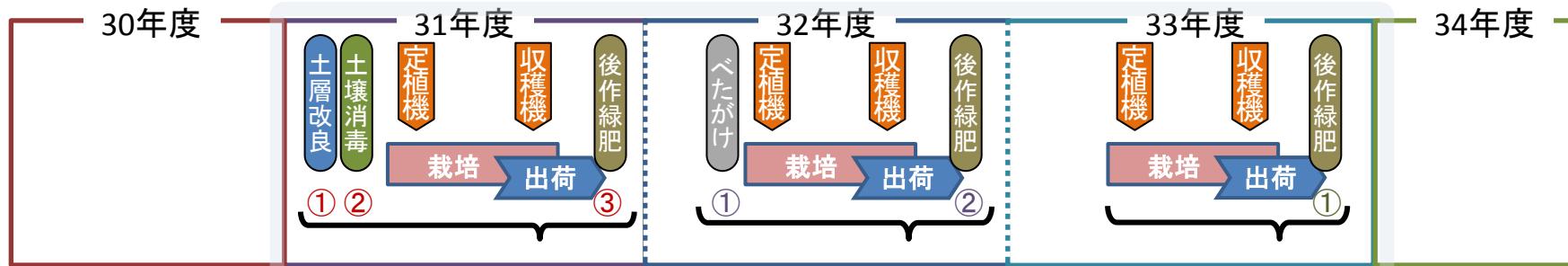
(a) すべての取組と栽培が同一年度で、当該年産の事前準備として作柄安定のための取組が行われる場合（基本形）

… 契約期間終了後、実績を確定し支払い。（契約期間が年度をまたぐ場合、年度末で実績を確定し、契約期間終了後契約履行状況を報告。）



(b) 一部又は全部の作柄安定のための取組が、後作として行われる場合

… 作柄安定のための取組の終了後、実績を確定し支払い。（当該取組が年度を越す場合は、取組の実績が確定できず支払できない。）



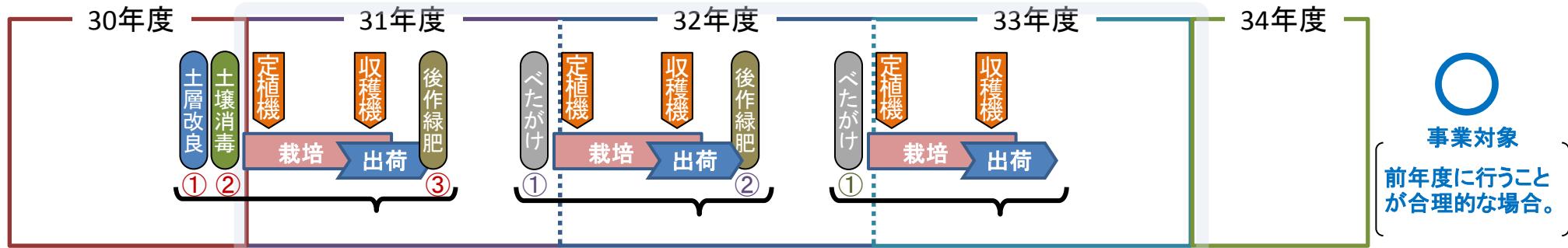
⑨構造改革の取組・作柄安定のための取組の実施時期

一 同一ほ場で連作する場合②

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

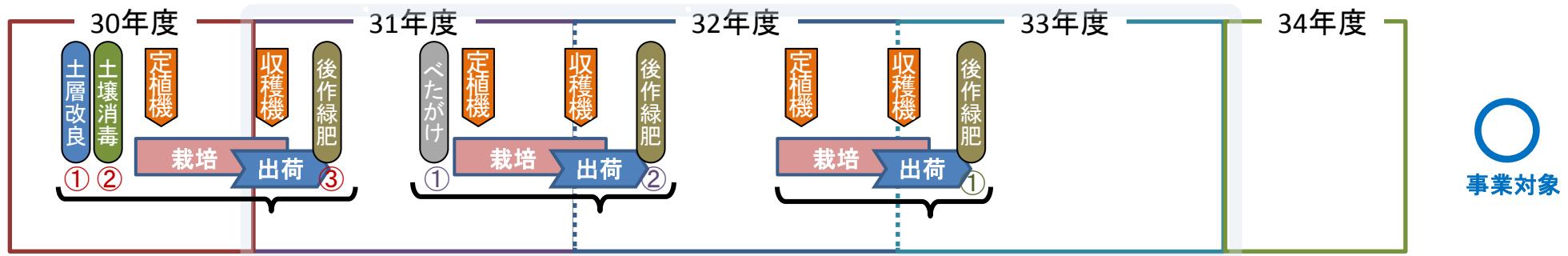
(c) 一部又は全部の作柄安定のための取組が、出荷を行う年度の前年度に行われる場合

… 作柄安定のための取組及び契約期間終了後実績を確定し支払い。



(d) 前年度から出荷が始まるが、概ね全契約期間が交付申請を行う年度にある場合

… 契約期間が前年度からのものを対象にでき、年度当初には、交付申請をしていただきます。
(c のとおり、作柄安定のための取組も前年度のものも対象となります。)



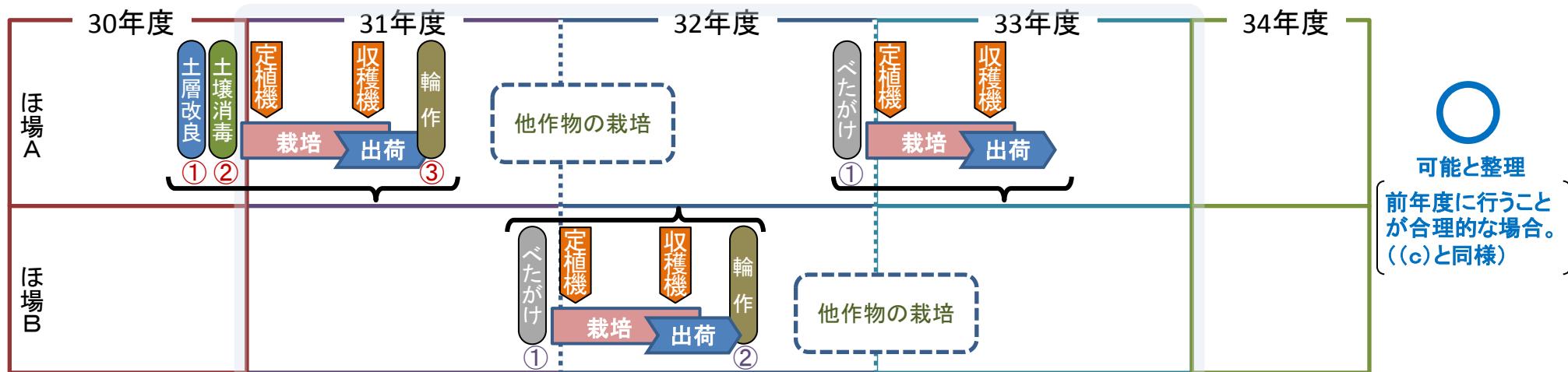
⑨構造改革の取組・作柄安定のための取組の実施時期

- 輪作を行っていることにより、対象野菜を栽培するほ場が、助成対象期間中移動する場合

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

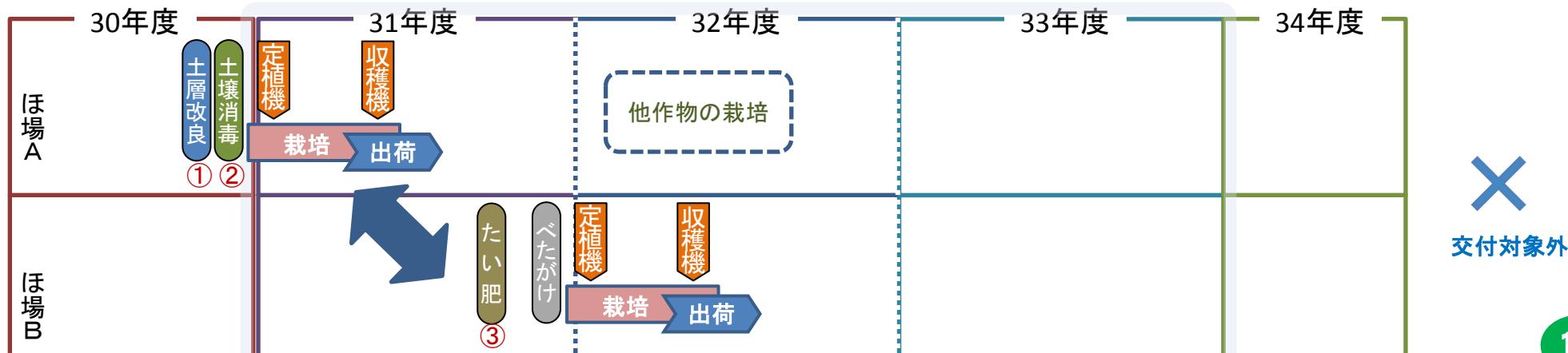
(e) 対象野菜を栽培・出荷するほ場で、作柄安定の取組を行う場合

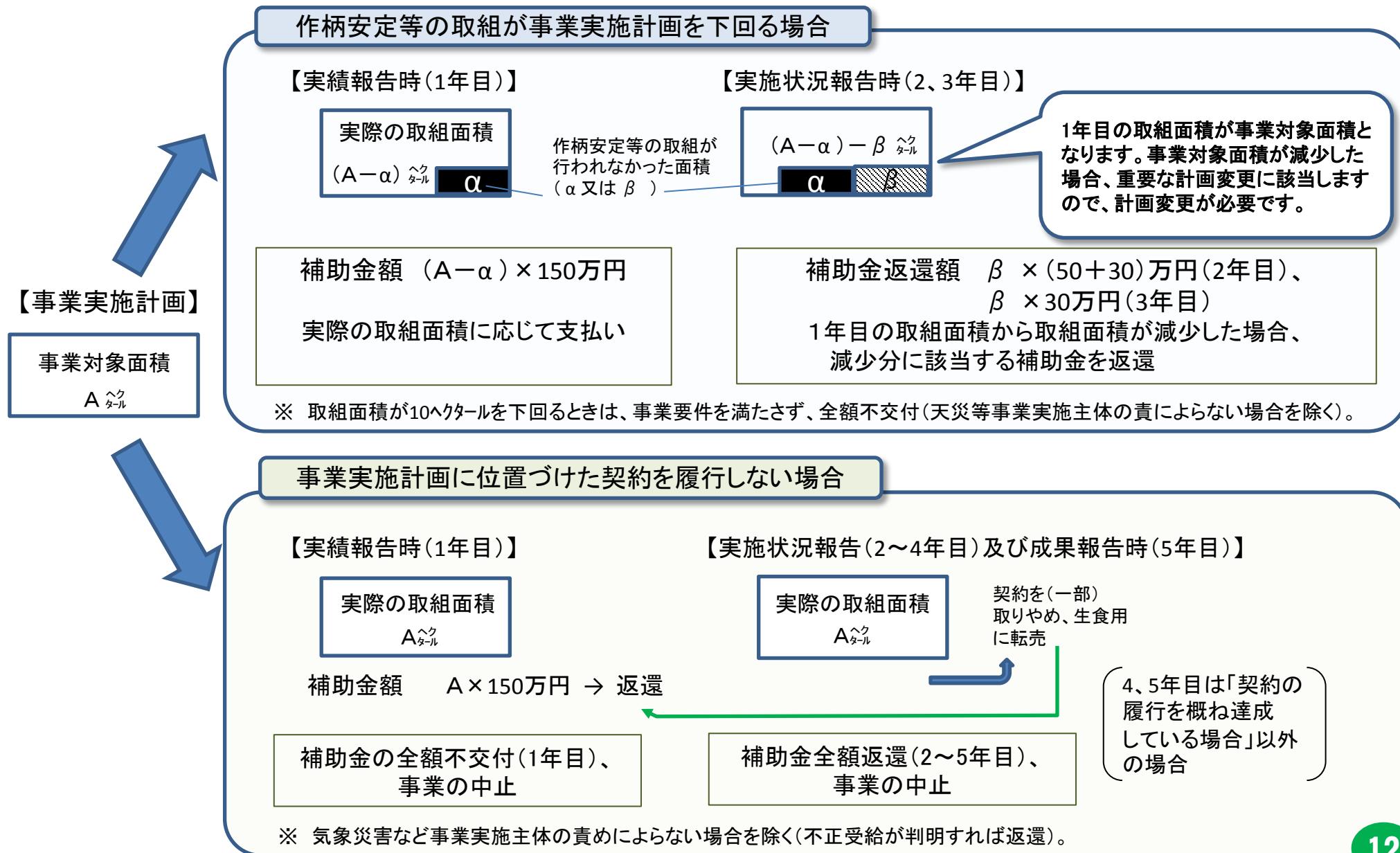
- 作柄安定のための取組及び契約期間終了後実績を確定し支払い(補助金の対象となるほ場は出荷が行われるほ場)。



(f) 対象野菜を栽培・出荷するほ場と異なるほ場で、作柄安定の取組を行う場合

- 下記の場合、「たい肥」は、他の取組が行われ出荷するほ場と同一のほ場(A)で行われず、事業要件を満たさず、交付対象外。





⑪公募について

・ 公募手続き等については、機構の公募要領に記載されていますので、必ずそちらをご確認下さい。

○採択ポイント

推進事業 ポイント	① 成果目標(いずれか一つ)		② 成果目標(必須)		③ 事業対象面積
	1. 単収の向上	2. コスト削減	契約取引を行う面積の増加		
現況 ポイント (直近年)	都道府県の 平均収量に対する比率	都道府県の 平均的な生産コスト 又は 流通コストに対する比率		直近年における 応募者の対象品目に係る 契約取引面積	50haの場合 5ポイント 30haの場合 3ポイント 10haの場合 1ポイント 5haの場合 0.5ポイント
	20%以上高い場合 5ポイント 10%の場合 3 5%の場合 1	10%以上低い場合 5ポイント 7%の場合 3 3%の場合 1	50ha以上の場合又は 事業の 実施に当たり新たに契約を締結 する場合 3 30haの場合 3 10haの場合 1	5ポイント 3 1	④ 都道府県の政策上 の優先度、支援の 必要性
目標 ポイント (5年後)	現状に対する向上割合	現状に対する削減割合	現状に対する増加面積 いずれか一つ選択	純増面積 純増割合	1. 政策上の優先度 県法人ごとに5ポイント(応 募1件追加ごとに1ポイント加 算)の中から、優先度に応 じて、1応募案件当たり最 大5ポイントまで配分できる。 2. 支援の必要性 県の生産振興方針との合 致の度合い等の観点から、 1応募案件あたり最大5ホイ ントまで付与できる (計1案件当たり最大合計 10ホイント)
⑤ 加算 ポイント	産地営農体系革新計画に位置づけている場合 加算ポイント 5ホイント		グローバル産地形成計画に位置づけている場合 加算ポイント 1ホイント		

※1 ①～③については、計算式により、小数点以下まで点数化されます。⑤は、平成31年度実施予定の事業で策定される計画です(平成31年度公募より追加)。

※2 都道府県法人と都道府県との協議等を通じて、提出書類の不備があったり、補助要件を満たさないことが確認されれば、成果目標及び事業対象面積ポイントが
高くても採択されないのでご注意下さい。(このような場合、都道府県ポイントの配分対象になりません。)

○平成31年度公募
におけるスケジュール

1月 21日
～2月 18日
2月下旬

機構より公募開始
都道府県法人に、応募書等を提出 (都道府県との協議)
機構において審査 → 4月中旬 機構から採択通知(事業実施計画の承認)